

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に採用され、同社が運営するB所在のC事業場（以下「事業場」という。）においてデイヘルパーとして勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場において介助が必要な利用者を抱えてトイレに移動中転倒し、腰部を強打した（以下「本件事故」という。）。請求人は、本件事故日以降、腰部に湿布を貼っていたところ、1か月ほどで痛みは治まってきたが、同年〇月末頃から痛みが再発してきたという。

請求人は同年〇月〇日付けで会社を退職し、同年〇月〇日には別の会社に就職して介護業務に携わっていたところ、腰部の痛みが悪化し、同月〇日、D整形外科に受診して「腰椎椎間板症、腰部筋筋膜炎」と診断され、通院加療を継続した。

請求人は、請求人に発症した腰痛は本件事故が原因であり、業務上の事由によるものであるとして監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件負傷は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した腰痛が本件事故に起因したものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に発症した腰痛が本件事故に起因したものであるとE医師も認めており、不支給となるのは納得できない旨主張する。

(2) 労災保険給付における腰痛の業務上外の取扱いについては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が、「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、認定基準に基づき、以下検討する。

すなわち、災害性の原因による腰痛が、

ア 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が業務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるものであること。

イ 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、又は腰痛の既往症若しくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであること。

のいずれの要件をも満たし、かつ、医学上療養を必要とするときに業務上の腰痛として認められることとなる。

そこで、請求人に発症した腰痛が当該認定要件を満たしているか、以下検討

する。

- (3) 本件事故は、請求人の申述によれば、平成〇年〇月〇日、事業場での介助作業中にトイレ床に転倒して腰部を強打したとするものであるところ、本件事故があったことは、F所長作成の身体事故再発防止報告書等から事実であると認められる。

したがって、上記(2)の認定要件のうち、アの要件を満たすものと判断する。

- (4) 次に、腰痛の発症機序等に係る医学的見解をみるに、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、腰椎椎間板症は平成〇年〇月〇日以前から加齢現象などで患していた可能性がある旨述べ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日の腰椎X線写真上、第11、12胸椎、第1腰椎椎体に軽度楔状椎体変形が認められるものの、これは椎体の圧迫骨折後の所見とは考えられず、平成〇年〇月〇日の他院での腰椎X線写真においても腰椎椎体の骨棘形成等の変形性脊椎症の所見があり、今回のX線写真でも加齢による椎体変形が主たる所見である旨、また、臨床所見でも座骨神経刺激症状や腱反射の異常等もみられなかったことから、結論として現在の腰痛が平成〇年〇月〇日の受傷後の外傷性の腰痛とは考えにくい旨意見している。

請求人の本件事故後の症状経過等から、当審査会としても、前記G医師の意見は妥当であって、本件事故が腰痛を発症させた又は増悪させたものとは認められないと判断する。

したがって、上記(2)の認定要件のうち、イの要件を満たさないものと判断する。

- (5) 上記(3)及び(4)のとおり、請求人に発症した腰痛は、認定基準に示された災害性の原因による腰痛の認定要件を満たしていないことから、当審査会としても、本件事故に起因して発症したものとは認められないと判断する。

- (6) なお、請求人は、医療機関の受診が遅くなったのは事業場が労災保険に加入しておらず、労災保険の適用がないと誤解していた旨主張するが、上記のとおり、医療機関受診後の請求人の症状について、医学的所見に基づき判断しているものであり、たとえ請求人が主張する理由により医療機関への受診が遅くなったのであったとしても、上記結論を左右しない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発症した腰痛は本件事故に起因したものと

は認めることができず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。